

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和4年7月13日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「令和3年9月17日付「処分等の求め」申出に対する県（建築指導室）の対応（調査・行政指導等）記録文書・県の対応として「建築士等に対する懲戒処分は行わないが、顛末書を提出させる行政指導」を決定したことが分かる文書・顛末書に記載されている工事監理について、建築士法に違反しないと判断し、懲戒処分は行わない決定をしたことが分かる文書（徳島県公文書管理規則第5条において、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならないと定められている。）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、令和4年7月27日に本件請求に係る公文書公開決定期間を延長した後、同年8月1日に本件請求に係る令和3年9月17日付「処分等の求め」申出に対する県（建築指導室）の対応（調査・行政指導等）記録文書のうち、県の対応として「建築士等に対する懲戒処分は行わないが、顛末書を提出させる行政指導」を決定したことが分かる文書及び顛末書に記載されている工事監理について、建築士法（昭和25年法律第202号）に違反しないと判断し、懲戒処分は行わない決定をしたことが分かる文書について、当該文書を作成しておらず、文書が不存在であることを理由として、条例第12条第3項に基づく公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和4年8月5日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和4年12月23日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の対処として「建築士等に対する懲戒処分は行わないが、顛末書を提出させる行政指導」を決定したことがわかる文書及び顛末書に記載されている工事監理について、建築士法に違反しないと判断し、懲戒処分は行わない決定をしたことがわかる文書について、「当該公文書を作成しておらず、文書が不存在であるため」として公開請求を拒否しているが、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条において「意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない」と定められているため、担当者等が保有している職務遂行情報等（議事録・報告書・備忘録など）の開示を求める。

2 審査請求の理由

「処分等の求め」申出に対する県（建築指導室）の対処方針及び内容を最終決定した文書が作成されていないことは、通常あり得ない。記録を残さないということであれば、事実関係の隠蔽であり、適正な調査・行政指導が行われていなかったことになる。徳島県行政手続条例（平成7年徳島県条例第48号）第35条の2第3項違反であり、徳島県公文書管理規則第5条にも違反している。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び実施機関の口頭理由説明によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

1 公文書の特定について

本件請求の対象となる公文書について、「〇〇二級建築士事務所に対する方針を決定したことが分かる議事録・報告書・備忘録等」（以下「本件公文書」という。）と特定した。

2 本件処分の理由について

国土交通省が示している工事監理ガイドラインの中で、工事と設計図書との照合及び確認の方法として、書類確認という方法が示されている。

書類確認とは、例えば施工している会社から建築士に報告が上がってきて、それをチェックする、あるいは建築士事務所の所員（必ずしも全員が建築士の資格を持っているわけではない。というのも、建築士の免許を受ける為には実務経験が必要であり、工事監理の実務もこれに含まれていることから、建築士がその全てを担わなくても、建築士がその指揮監督の下で補助者を使って、監理業務の一部を補助者が担うことが想定されている。）を補助者として使い、最終的には建築士の責任において工事監理をしていれば、必ずしも建築士自らが全てをやらなくてもよいということである。

当該建築士事務所に対し、建築士法に関する聴取を行ったところ、まさに上記の書類確認により工事と設計図書との照合及び確認が行われており、法令違反が認められず、処理に係る事案として軽微であったことから、県担当者は、口頭で聴取内容を課

内共有し、判断したものであり、徳島県行政手続条例第35条の2第3項及び徳島県公文書管理規則第5条に抵触しない。

徳島県行政手続条例第35条の2第1項の規定により、法令に違反する事実がある場合において行政指導を求めることができるとされ、また、徳島県公文書管理規則第5条により、意思決定に当たり文書を作成して行うとあるが、これは同条第2号により、処理に係る事案が軽微なものを除くとされている。

また、建築主からの求めがあり、〇〇二級建築士事務所に事情確認のために経過を説明するよう求めたところ、顛末書という形で提出されたものであり、当庁から行政指導として顛末書の提出を求めたものではない。

以上により、本件公文書を作成し、又は取得していないため、条例第7条の2に該当することから、条例第12条第3項の規定により、公文書公開請求拒否決定を行ったものである。

第5 審査請求人の反論要旨

実施機関の弁明書に対し、審査請求人から反論書が提出されており、その内容は、おおむね次のとおりである。

実施機関の弁明において、顛末書の提出経緯について「建築主からの求めがあり」と述べられているが、審査請求人が求めたのは、建築指導室の対応（調査・行政指導等）結果を書面で審査請求人に通知することであって、〇〇に経過説明を求めること（顛末書の提出）ではない。担当者とは電話でのやり取りであったため誤解が生じている。また、審査請求人は、この顛末書が建築指導室の行政指導（口頭指導）に基づく業務改善報告書であるとの認識であった。顛末書の今後の対策においても、「配置転換を行い、建築士が必ず工事監理を行う体制とする。」旨の記述があり、当時は違法行為があったが中間検査完了検査をクリアし、検査済証が交付されているので、今回は口頭指導になったと聞いている

実施機関の説明要旨において、工事監理方法が建築士法に違反しないことについて「工事監理ガイドライン（国土交通省作成）等により、違法性がないと判断できる軽微な事案であり」と述べられているが、〇〇（〇〇社長）の弁明を鵜呑みにしているだけで、判断根拠となる公正かつ有効な事情聴取が行われていない。

工事監理ガイドラインにおいて工事監理者自らが「立会い確認」を行うことになっているにもかかわらず、建築士が工事現場において「立会い確認」を行っていないことや中間検査完了検査にも立ち会っていないことから、従業員の身分は有していても、実態が「名義貸し」であることは必然であり、建築士の勤務実態を解明すべきである。公正かつ有効な事情聴取を行い、建築士の勤務実態を解明するまでは違法性の有無を判断できない事案であり、「違法性がないと判断できる軽微な事案」として処理するならば、徳島県行政手続条例第35条の2第3項及び徳島県公文書管理規則第5条に違反している。

また、審査請求人と建築指導室担当者とは添付資料（「処分等の求め」申出に関する

る県とのやり取り）のとおり連絡等がなされており、建築指導室の対応（調査・行政指導等）結果について記録した文書がないことは、通常あり得ない。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和4年12月23日	諮問
令和5年8月23日 第2部会（第3回）	審議
同年 9月21日 第2部会（第4回）	実施機関からの口頭理由説明、審議
同年 10月26日 第2部会（第5回）	審議

第7 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、令和3年9月17日付で審査請求人が行った、処分等の求めの申出に対する、県（建築指導室）の対応（調査・行政指導等）記録文書の公開を求めるものである。

本件請求に対して、実施機関は、本件請求に係る公文書を、〇〇二級建築士事務所に対する方針を決定したことが分かる議事録・報告書・備忘録等であると特定している。これについては、審査請求人は争っておらず、特に不合理な点は認められない。

2 処分等の求めの申出について

審査請求人は、法令に違反する事実があり、その是正のためにされるべき行政指導がされていないと思料して、徳島県行政手続条例第35条の2に基づいて処分等の求めの申出を行ったものと思われる。

徳島県行政手続条例第35条の2の規定により求めることができる行政指導は、その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限られており、行政指導を行う権限及びその要件が法律又は条例に規定されているものをいい、行政機関の任務又は所掌事務を定める規定に基づいて行われる行政指導は含まないものと解されている。

建築士法には、審査請求人が求める行政指導の根拠となる規定は置かれていないことから、徳島県行政手続条例第35条の2の規定によっては、同法に基づく行政指導を求めることはできないものである。

3 建築士法違反の有無について

審査請求人は、〇〇二級建築士事務所及び同事務所所属の二級建築士について、建築士法に違反する行為を行っているとして、行政手続法（平成5年法律第88号）第36条の3第1項の規定に基づき、建築士法上の監督処分及び懲戒処分をすることを求める申出を、徳島県知事（県土整備部住宅課建築指導室扱い）に対して行っている。

建築士法第3条の3は、木造の建築物で、延べ面積が百平方メートルを超えるものを新築する場合においては、一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならないとしている。

工事監理とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認することをいい（建築士法第2条第8項）、「その者の責任において」とは、建築士が補助者を使う場合においても、建築士が責任者として、自分の責任において工事監理をするという意味であるとされている。

本件事案における工事監理について、実施機関が建築士事務所から聴取したところ、国土交通省が工事監理ガイドラインの中で工事と設計図書との照合及び確認の方法として示している書類確認の方法で行われていることが確認され、建築士法違反の事実は認められなかったということである。

4 本件公文書の保有の有無について

徳島県公文書管理規則第5条は、原則として意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならないとする一方で、処理に係る事案が軽微なものである場合は文書の作成を要しないこととしている。

本件事案においては、処分等の求めについて、審査請求人と県担当者との間でやり取りが交わされていたことが認められるが、建築士法違反の事実は認められなかったということであるから、処理に係る事案としては軽微であるとして、担当者が口頭で聴取内容を課内共有し、判断したため、本件公文書を作成し、又は取得しておらず、文書は不存在であるという実施機関の説明は、妥当性を欠くとは認められない。

5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
榊本 久実	税理士	